

令和 3年 3月 26日

戸田市議会議長 細 田 昌 孝 様

提出者 議会運営委員会
委員長 熊 木 照 明

戸田市議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第 1 号

戸田市議会委員会条例の一部を改正する条例

戸田市議会委員会条例（昭和 47 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「政策秘書室」を「市長公室」に、「総務部、財務部」を「企画財政部、総務部」に改め、同項第 3 号中「福祉部、こども青少年部」を「健康福祉部、こども健やか部」に改め、同項第 4 号中「上下水道部」を「水安全部」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3年 3月26日

戸田市議会議長 細 田 昌 孝 様

提出者 議会運営委員会
委員長 熊 木 照 明

戸田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の提出
について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6
項及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出し
ます。

委員会提出議案第2号

戸田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

戸田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表を別記のように改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

政務活動費を充てることのできる経費の範囲

項目	内容
研修費	会派が研究会若しくは研修会の開催又は会派に属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会への参加に要する経費 (会場費、器材借上げ費、講師謝金、参加費、旅費（交通費、宿泊費等）等)
調査費	会派が行う先進地調査の実施又は学識経験者、業者等への調査等の依頼に要する経費 (旅費（交通費、宿泊費等）、調査委託費等)
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等)
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、データベース利用料等)
広報費	会派が行う活動結果の報告並びに議会活動及び市の政策について住民に対するPRに要する経費 (印刷製本代、送料、会場費、ホームページ作成費及び運営費等)
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望又は意見の聴取等の活動に要する経費 (アンケート代、印刷製本代、会場費、器材借上げ費、茶菓子代等)
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費 (給料、手当、賃金等)
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入費、リース代等)
その他	上記以外の経費で会派の行う活動に必要な経費

注 () 内は例示